

中川事務所新聞

第53号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【現行定款はありますか？】

会社には必ず定款があるものですが、日常的に目にするものではありません。それでも不都合はなかったのですが、最近は保証協会から保証を受ける際、必ず現行の定款のコピーを提出するように言われます。「現行の」というところがミソです。

定款の内容の一部は、いわゆる登記簿謄本に表示されます。謄本は誰でも見ることができるものですが、この内容（例えば事業目的など）が以前と変わっている場合、当然定款も変わっている（作り直している）はずなので、現行定款を確認する必要があります。

昨年5月に会社法が施行され

てから、定款の見直しをした会社が結構あります。全く変更していなくても、有限会社であれば登記簿謄本の内容は職権で大幅に変えられています。つまり、ほとんどの会社で定款の作り直しが必要だということです。

いざというときに慌てないように、現行定款はきちんとした文書で作成・保存しておくことが望ましいといえます。



【年末調整の準備】

本年度の年末調整のために、税務署から各種用紙が入った大きな封筒が送られてきます。従業員全員の記入と、証明書等の回収が必要になるので、早目の準備が肝要です。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険料第3期分納付
- ・忘年会の準備



知ってお得！？法律雑学

今年の7月、私自身が100%被害者になった交通事故を機に、自動車保険の「弁護士費用付帯特約」というものに注目しました。非常にお勧めの制度なので、保険会社のパンフレットからその説明を抜粋します。



信号待ちで停車中に追突されるなど、被保険者に責任が全くない「もらい事故」は、自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合で発生し、全国で年間約200万人以上の方が巻き込まれていると推定されます。

「もらい事故」は被害者である被保険者に責任がないため、保険会社が被保険者に代わって示談交渉することができません。しかし、そんな場合でも保険会社の専門スタッ

フが、被保険者の要望により弁護士と共にバックアップしてくれます。

また、万が一弁護士に示談交渉をお願いしなければならなくなっても、弁護士費用などはこの特約から支払われます。

他にも、予め保険会社の同意を得て、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所等に支払った報酬や費用などもこの特約から支払われます。

経営談義

【事業分野の絞込み】

中小企業の経営者には、好奇心旺盛な方や発想が豊かな人が大勢います。それが高じて、気が付けば自社の事業分野が広範囲に広がっている会社もまた多く見かけます。この点について少し考えてみましょう。



極端な例ですが、社員が数人程度で卸売と小売を同時に行っている会社があるとします。卸売と小売ではその経営手法はガラリと変わるものですが、少人数でそれに対応しようとする、どうしても中

途半端にならざるを得ません。かと言って、不足する人や金をふんだんに投入できるほど経営資源に余裕のある会社も少ないでしょう。こうして一つ一つの事業部門の経営力は弱くなります。

一方、世間では卸売だけ、小売だけ、という会社が多く存在します。そういった会社では持てるすべての経営資源を一つの分野に集中投下します。それでも楽に儲かるほど世の中は甘くありません。

兼業、専業に関わらず、世間では対等に勝負していかねばなりません。そのような状況下で相対的に経営力の弱っている分野で勝負に出るのは無謀です。

経営者の中には、事業分野

が広がっていることについて色々理由を並べる人もいます。しかし、結果を残せていない以上、それらはすべて言い訳に過ぎません。業種に関わらず、地道にコツコツ努力を積み重ねて当該分野で確実に結果を残している経営者もいるという事実を直視するべきでしょう。

意識しなければ事業分野は勝手に広がります。広がることがすべて悪だとは言いませんが、せめて主体的にコントロールできるようにはしておきましょう。



あとがき

秋の深まりを感じないまま十一月に入ってしまった。本当に冬は来るのだろうか。妙な疑問を抱いています。今夏の事務所のエアコンの電気代は前年比150%でした。やはり何か異常ですね。

田舎道を車で走行中、横から突然パトカーが私の前に飛び出してきました。びっくりした私は急ブレーキで車内が散乱。あろうことか助手席の警官が私を睨みつけてそのまま逃走しました。私がパトカーを追跡すること数百メートル。信号で追いついた私は少しの間警官と話し合いました……。



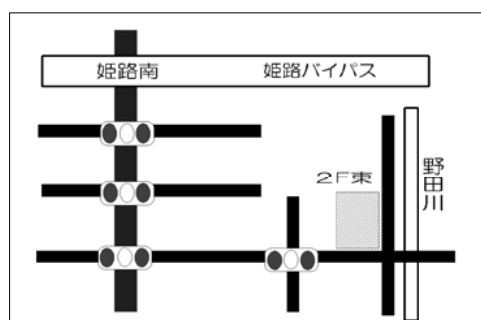
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp